

政策会議付議事案書 (令和6年7月17日)

提案課名 国保年金課

報告者名 横溝 善教

<p>事案名</p>	<p>秦野市国民健康保険条例の一部を改正すること等について</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>令和5年6月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下、「マイナンバー法等の一部改正法」という。)が公布され、マイナンバーカードと健康保険証とを一体化し、従来の健康保険証を廃止することが決定しました。</p> <p>令和5年12月には、マイナンバー法等の一部改正法の施行日を令和6年12月2日とする政令が公布され、同日以降、従来の健康保険証は発行できなくなります。</p> <p>健康保険証の廃止に伴い、「国民健康保険法」に規定のある、国民健康保険被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則を定める条文が削除されたため、本条例第10条に規定している、国民健康保険被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除するものです。</p> <p>また、12月2日以降、マイナンバーカードを所有していない者又は健康保険証とマイナンバーカードが紐づいていない者には、保険証と同様に医療機関等で使用することができる資格確認書を職権により発行する予定ですが、その有効期限を県内自治体で協議した結果、1年又は2年とすることとなりましたので、市民の利便性やコスト等を考慮し、有効期限を決定するものです。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月 「マイナンバー法等の一部改正法」が公布 ・同年12月 改正法の施行日を令和6年12月2日とする政令が公布(ただし、すでに発行済みの保険証は最大1年間使用可能とする経過措置あり)。 ・令和6年7月 現在の国保加入者に対し、国民健康保険証を一斉発行(有効期間:令和6年8月1日~令和7年7月31日)。有効期間は、県内自治体で協議し、令和7年7月31日に統一。 	

経過・検討結果	<p>2 資格確認書の取扱いについて</p> <p>本年12月2日以降、従来の健康保険証の発行ができなくなるため、マイナ保険証を所有していない方に対しては、保険証と同様に医療機関等で使用することができる資格確認書を職権により発行する（12月1日までの届け出については、有効期限令和7年7月31日までの健康保険証を発行する）。</p> <p>なお、一斉発行した保険証は、令和7年7月31日まで使用できる。有効期限終了後、マイナ保険証を所有していない方には、令和7年7月中に資格確認書を職権により発行する。資格確認書の有効期限については、本市における保険証一斉発行のサイクル及び一斉発行にかかる費用等を考慮し、2年間としたい（以降2年ごとに一斉発行を行う）。</p> <p>3 マイナ保険証の利用促進に関する本市の取組</p> <p>令和3年10月 ・マイナンバーカード保険証利用登録サポート開始 ・マイナンバーカード保険証利用に関するホームページ公開</p> <p>令和6年 7月 ・秦野伊勢原医師会、秦野伊勢原歯科医師会、秦野薬剤師会 に対し、利用促進に対する協力の依頼文書発出 ・保険証発送に合わせ、利用促進チラシ同封</p>
要する事項 決定等を	<p>1 秦野市国民健康保険条例の一部を改正し、国民健康保険被保険者証の返還に応じない場合の罰則規定について、削除すること。</p> <p>2 資格確認書の有効期限を2年間とすること。</p>
今後の取扱い	<p>令和6年9月 令和6年9月第3回定例会議へ条例改正議案を提出</p> <p>令和6年12月 改正条例施行</p>

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「マイナンバー法等の一部改正法」という。）の公布に伴い、従来の健康保険証が廃止されます。

これに伴い、国民健康保険条例について所要の改正を行います。

1 改正の内容

令和5年6月に「マイナンバー法等の一部改正法」が公布され、マイナンバーカードと健康保険証とを一体化し、従来の健康保険証を廃止することが決定されました（施行日は令和6年12月2日（以下「法施行日」という。）。）。

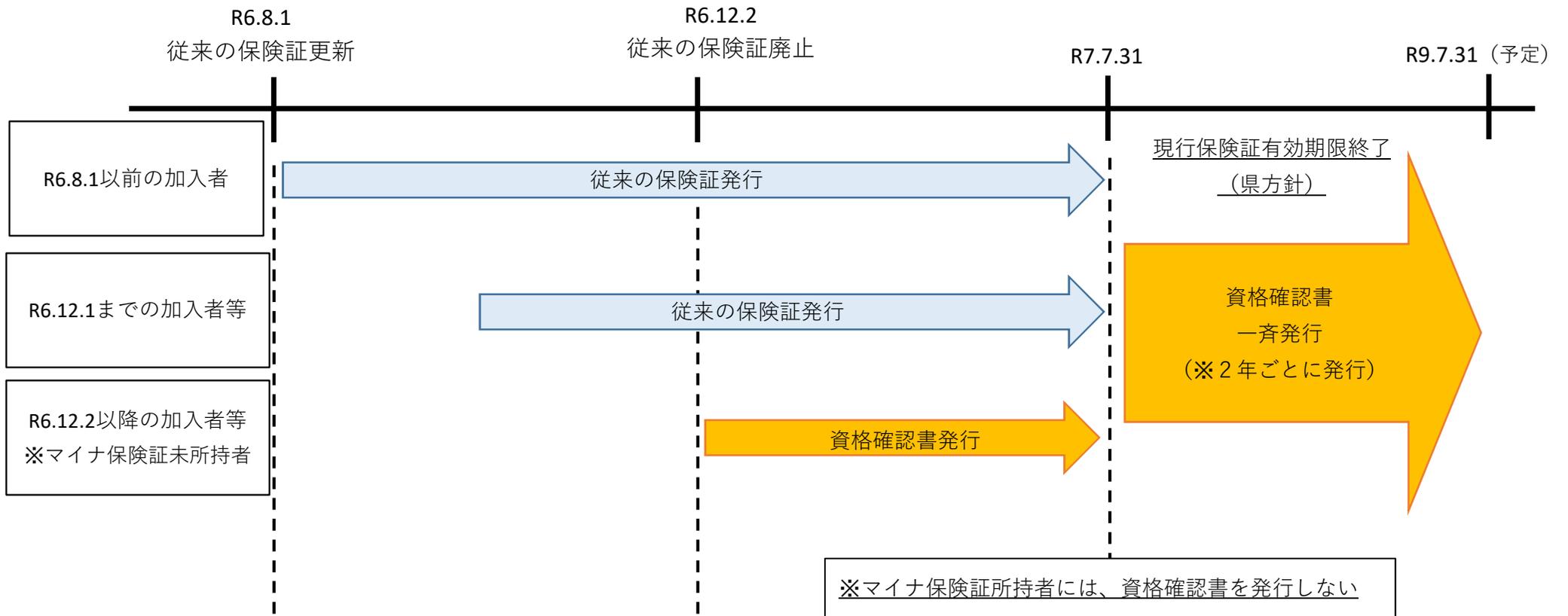
従来の健康保険証の廃止に伴い、国民健康保険法に規定のある、国民健康保険被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたため、本条例第10条に規定している、被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除するものです。

2 国民健康保険被保険者証廃止後の本市の対応

法施行日以降、新たに国民健康保険に加入される者等については、従来の健康保険証は発行できないため、マイナンバーカードを所有していない又はマイナンバーカードと健康保険証を紐づけていない場合は、健康保険証と同様に医療機関等で使用することができる資格確認書を職権にて発行します。

なお、法施行日以前の国民健康保険加入者については、令和7年7月31日までを有効期間とする国民健康保険被保険者証を発行しますが、有効期限後の令和7年8月1日以降は、法施行日以降の対応と同様に、資格確認書を発行します。

マイナ保険証移行に伴う交付等スケジュール



資格確認書の有効期限（案）について

資料 2

マイナンバーカード未所有者等に対し、職権で「資格確認書」を交付
県内自治体の協議により、有効期限を1年又は2年で設定（各市で判断）

◎資格確認書発送に係る費用 ⇒ 約7,000千円

※R6保険証一斉更新費用 約14,000千円 国保加入者 紐付け率 55.7%

◎従来の保険証の有効期限 ⇒ 2年間

◎発送費用が2年に1回の負担で済むこと
◎従来の保険証と同じサイクルとすることで混乱を防止

資格確認書の有効期限を
2年間としたい

中央県	有効期限	令和 6年 7月 31日
国民健康保険	発効期日	令和 5年 8月 1日
資格確認書		
記号	中央	番号 20231208 (枝番) 01
氏名	国保 一郎	
生年月日	昭和 27年 8月 1日	性別 男
適用開始年月日	令和 5年 4月 1日	負担割合 2割
交付年月日	令和 5年 8月 1日	
世帯主氏名	国保 一郎	
住所	中央県A市B町1丁目1番地1号 中 央マンション 101号室	
保険者番号	999999 交付者名 A市	



※資格確認書イメージ

秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない場合に過料を科す規定を削除するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険条例（昭和34年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

第10条中「法第9条第1項若しくは第9項」を「法第9条第1項若しくは第5項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前における被保険者証を交付された者が、被保険者証の返還の求めに応じない場合において、この条例の改正前の秦野市国民健康保険条例第10条の規定による罰則の適用については、施行日から令和7年7月31日までの間は、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(療養費の支給の範囲等)</p> <p>第5条 <u>国民健康保険法</u> (昭和33年法律第192号。以下「法」という。) 第54条第1項の規定に基づいて療養の給付等に代えて療養費を支給することができるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条 本市は、世帯主が<u>法第9条第1項若しくは第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者を100,000円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。</p>	<p>(療養費の支給の範囲等)</p> <p>第5条 <u>法第54条第1項</u>の規定に基づいて療養の給付等に代えて療養費を支給することができるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) - (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条 本市は、世帯主が<u>法第9条第1項若しくは第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合</u> <u>又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者を100,000円以下の過料に処する。</p>

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前における被保険者証を交付された者が、被保険者証の返還の求めに応じない場合において、この条例の改正前の秦野市国民健康保険条例第10条の規定による罰則の適用については、施行日から令和7年7月31日までの間は、なお従前の例による。

○ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（抄）（第十条関係）
 【公布の日から起算して一年六月以内に政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国、都道府県及び市町村の責務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第十一条第二項、第五十四条の三第一項、第二項及び第四項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十項第二号及び第三号並びに第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第六項において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（届出等） 第九条（略）</p> <p>2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十条第三項に規定する電子資格確認を受けることができないう状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところによ</p>	<p>（国、都道府県及び市町村の責務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。第九条第三項、第七項及び第十項、第十一条第二項、第六十三条の二、第八十一条の二第一項各号並びに第十項第二号及び第三号並びに第八十二条の二第二項第二号及び第三号並びに第六項において同じ。）の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（届出等） 第九条（略）</p> <p>2 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、その世帯に属する全ての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。</p>

り、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六条第三項本文（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二第三項（第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面

3 市町村は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けるところができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。

4 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する世帯主に対し被保険者証の返還を求めることができる。ただし、同項に規定する政令で定め

の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

(削る)

(削る)

る特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

5| 前二項の規定により被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

6| 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。））、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）を交付する。

7| 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著し

(削る)

5] 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出なければならない。

(削る)

い減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

8] 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

9] 世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに、市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

10] 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証について六月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六

(削る)

(削る)

(削る)

6| 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は前項の規定による届出があつたものとみなす。

7| 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(準用規定)

第二十二条 第九条（第六項を除く。）の規定は、組合が行う国民

月以上としなければならない。

11| 市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。

12| 第十項の規定による厚生労働大臣の通知の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

13| 国民年金法第九十九条の第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の通知の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

14| 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条から第二十四条まで、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八条の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項又は第九項の規定による届出があつたものとみなす。

15| 前各項に規定するもののほか、被保険者に関する届出並びに被保険者証及び被保険者資格証明書に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(準用規定)

第二十二条 第九条（第十二項から第十四項までを除く。）の規定

二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第六項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第七七条（第二号に係る部分に限る。）及び第八八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第一百四四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

254 (略)

二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六六条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第七七条（第二号に係る部分に限る。）及び第八八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第一百四四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

254 (略)